

令和8年度

猪名川町 子育て住宅総合支援事業

補助金

若者・子育て世帯の

マイホーム取得補助

&

県外からの賃貸住宅住替え補助



民間賃貸住宅

25万円

新築注文・分譲

200万円

中古住宅

60万円



【募集件数】

新築注文・分譲住宅	10件
中古住宅	10件
民間賃貸住宅住替え	5件
子育て支援施設	1件



兵庫県 いながわちょう

猪名川町

【受付期間】

令和8年4月16日～11月13日まで！

猪名川町民間賃貸住宅住替え費用補助のご案内 【兵庫県外からニュータウン内の賃貸住宅に住替え】

猪名川町は若年夫婦世帯・子育て世帯の住み替えを応援します！

補助対象住宅の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①子育て住宅促進区域内(別紙①参照)にある民間賃貸住宅であること
- ②住戸専用面積が55㎡以上(バルコニー含む。)であること
- ③夫婦いずれかの名義で令和7年7月1日以降に賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること。ただし、夫婦いずれかの名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
※住替え日から1年を経過する日までに補助金交付の申請が必要です。
- ④建築基準法に規定する新耐震基準に適合し、又は同等の耐震性能を有していること

補助額

25万円(先着)

R8年度の補助件数

は**5件**です

【受付期間】

4月16日～

11月13日まで

補助対象者の要件 (全て満たす必要があります。)

- ①世帯の構成員のいずれかが、**兵庫県外から**上記の対象住宅に住み替えて、その「**住替え日から1年を経過するまでの日**」までに補助金交付の申請を行うこと。 ※令和8年度は、令和8年11月13日(金)まで受付
- ②申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること
- ③申請日まで対象住宅に継続して居住していること
- ④申請日より5年以上猪名川町内に居住する意思を有していること
- ⑤生活保護法の住宅扶助又は生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



✓年齢合計が80歳未満

子育て世帯

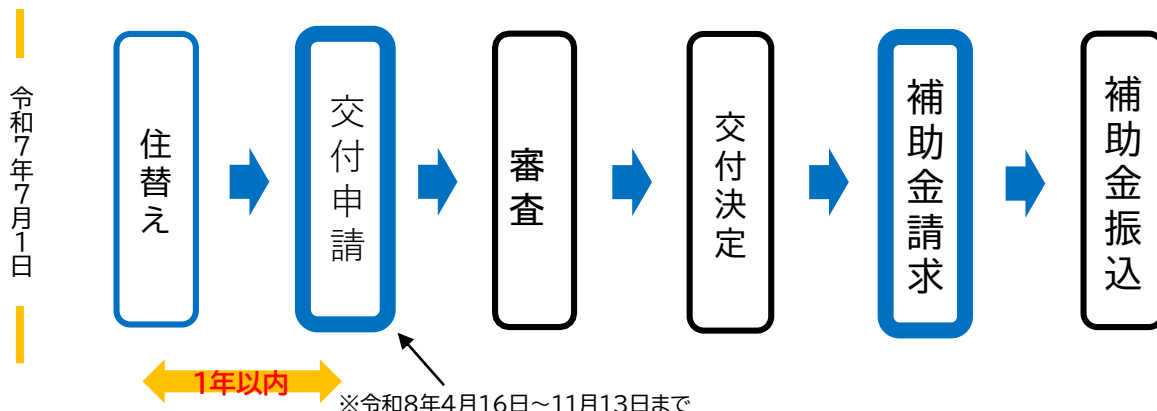


✓高校卒業前(18歳まで)の子どもがいる(妊娠中もOK)

<手続きの流れ>

→申請者の手続き

→町の手続き



【問合せ・受付窓口】

猪名川町役場 都市政策課
猪名川町上野字北畑11-1
TEL:072-766-8704

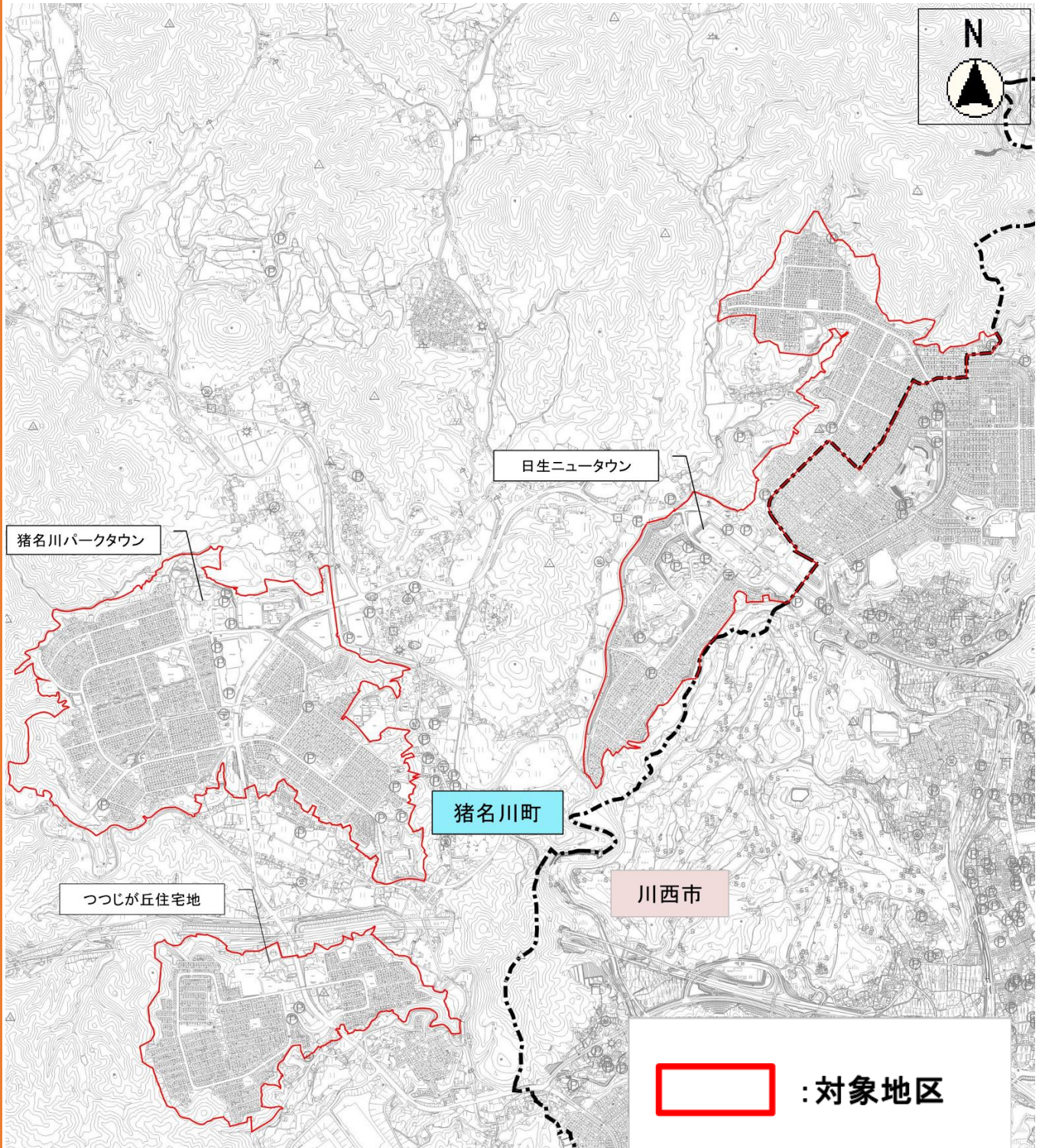


←詳細はホームページをご覧ください

当該補助金は所得税法上、課税対象になります。確定申告をする必要がありますので、詳しくは税務署(TEL: 072-779-6121)にお問い合わせ下さい。

別紙①子育て住宅促進区域位置図(赤色) (補助対象区域)

日生ニュータウン、猪名川パークタウン、つつじが丘住宅地の3つのニュータウンが子育て住宅促進区域に指定されています。



(土砂災害特別警戒区域は対象地区から除く。)